

3・22 避難者訴訟（第1陣）判決期日報告

作成：弁護士 市野綾子

2018年3月23日

3月22日のいわき支部の判決は、原告一律に、慰謝料として150万円（旧警戒区域）ないし70万円（旧緊急時避難準備区域）だけを上乘せして支払うよう命ずるものでした。また、5人の原告については、事故当時の居住地が避難区域とは認められないなどの理由で、請求の一部ないし全部を棄却しました。

弁護団・原告団が一緒にできる限りの主張・立証を尽くしてきた、そして、原発に一番近い裁判所であるいわき支部の判決だから・・・！と弁護団も原告団も期待を寄せていたことと思います。それだけに、「不当判決」の旗を出さねばならなかった弁護団も、その旗を見た原告団も、今回の判決に対する失望や怒りは相当なものであったと思います。

今回の判決は、原賠法3条を根拠に被告東電の賠償責任を認めただけであり、民法709条（不法行為）の適用を認めませんでした。原賠法は、東電に過失があってもなくても、過失があったのと同様な賠償を命ずることができる制度です。ですから、判決は、東電の過失の有無を明確に判断していません。

他方で判決は、慰謝料の算定において、加害者の行為態様や、悪質性・非難性を考慮すべきとの立場に立っています。そうだとすれば、東電の過失の有無の判断を回避したことは、今回の判決結果に影響したのではないか、と思います。

そして、東電の故意・重過失についても、判決は、東電が、事故が発生するような津波が到来する可能性は極めて低いと認識していたとしても、著しく合理性が欠けるとは言えないとして、東電の故意・重過失はいずれも認められませんでした。

結局、判決は、原賠法3条に頼ることで、被告東電の加害行為態様を正面から捉えて、それを仔細に検討し判断することを回避してしまったのではないか、と思われてなりません。判決は、一部の原告たちが、事故前から、福島原発の危険性を幾度となく訴え続けてきたのに、東電がそれを取り合わず、その原告たちが今回の事故の被害に遭い、故郷を追われたことも認定し、そうした原告たちの心情は察するに余りある、とまで述べているのです。そこまで言うのになぜ・・・と思わずにいられません。

また、判決は、「故郷喪失損害」「故郷変容損害」の発生を原告らに共通する損害として認め、これに関する慰謝料の支払いを命じたものの、他方で、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料を区別せず、包括的な慰謝料として認めるにとどまりました。

そして、判決が認定した包括的な慰謝料額は、中間指針を若干増額した程度で、原告たちの被害の実態に照らして、著しく不十分でした。判決は、原告たちが主張してきた、様々な被害を、原告たちの主張のとおり認めているのです。それにもかかわらず、被害の実態におよそ見合わない慰謝料額しか認定しないという矛盾した判断には、率直に言って、失望してしまいました。

法廷で、原告の認容額一覧を見て、「¥1650,000」という数字が並んでいるのを見た瞬間、信じられない思いで一杯でした。今か今かと良い判決結果を待っている原告たちに、「不当判決」の旗を出すことになるのだ、と。私もいわき支部の判決には期待を込めていただけに、ショックでした…。このフラストレーションは、仙台高裁で一蹴できるよう、皆さんと一緒に頑張りたいと思います。